

一般社団法人日本医療薬学会

薬物療法専門薬剤師研修施設認定申請に関するQ & A

一般社団法人日本医療薬学会  
薬物療法専門薬剤師制度委員会

本学会薬物療法専門薬剤師認定制度における薬物療法専門薬剤師研修施設の認定申請に関するQ & Aを下記のとおり示します。

Q 1 「薬物療法指導薬剤師あるいは本学会指導薬剤師1名以上が常勤として勤務していること」という要件について、薬物療法指導薬剤師あるいは本学会指導薬剤師に代えて、本学会がん指導薬剤師でも認められるのか？

A 1 認められません。がん指導薬剤師は、本制度の指導者には該当しません。

Q 2 「薬物療法指導薬剤師あるいは本学会指導薬剤師1名以上が常勤として勤務していること」という要件における「常勤」とは、どのような要件なのか？

A 2 ここでいう「常勤」は、雇用形態（正規・非正規、嘱託、顧問等）は問いませんが、フルタイムの勤務をしていなければなりません（パートタイム勤務、隔日勤務等は該当しませ）。

Q 3 「薬物療法専門薬剤師研修施設」には、本学会指導薬剤師の在籍が認定要件の1つになっているため、「認定薬剤師制度による研修施設」の認定を受けている施設も該当するのか？

A 3 「薬物療法専門薬剤師研修施設」と「認定薬剤師制度による研修施設」の認定要件は異なっていますので、両者は必ずしも同一ではありません。なお、前者については、本学会指導薬剤師が常勤でなければなりません。

Q 4 「4領域以上の疾患患者に対する入院および外来診療を実施していること」という要件の解釈として、標榜診療科として内科と外科を有し、且つ入院および外来での診療体制がある場合でも、4領域を超える疾患患者の診療実績があれば認められるのか？

A 4 認められます。当認定要件では、標榜診療科の種類を問うているのではなく、幅広い疾患患者に対する薬物療法が実践している実績と研修体制を有していればよい。

Q 5 「入院患者への総合的な薬学的管理（薬剤管理指導業務）を年間500件以上実施していること」という要件について、保険請求の実績がなくても、相当数を実施できる体制があれば良いのか？

A 5 申請時の前年度（または直近の12ヶ月間）における薬剤管理指導に係る保険請求の実績として500件を超えていなければなりません。

Q 6 申請時において、常勤の薬物療法指導薬剤師または本学会指導薬剤師の有資格者が在籍していないが、本申請と同時に受け付けている薬物療法指導薬剤師に申請する者がいれば、本申請を行うことができるのか。また、研修施設としての認定は、どのようなのか。

A 6 常勤者が薬物療法指導薬剤師に申請する場合、併せて本申請を行うことが可能です。ただし、薬物療法指導薬剤師申請者の認定が認められなければ、薬物療法専門薬剤師研修施設としての審査結果は、不認定となります。